

公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、宅地建物取引業法に規定される団体として、一般消費者等の利益の保護、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため、高度な人材育成及び優良な事業者の拡大を推進し、もって宅地建物取引業の健全な発達を図るため、宅地建物取引業者である会員の指導及び連絡に関する業務を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護を図るための不動産相談所の設置及び運営並びにセミナーの開催等に関する事業
- (2) 関係官公庁と連携し、宅地建物取引業務を通じた地域社会等への貢献に関する事業
- (3) 宅地建物取引業の適正な取引を推進し、消費者保護を図るための人材の輩出及び高度な人材の育成並びに優良な事業者の拡大に関する事業
- (4) 宅地建物取引業法及び関連法令等の情報提供に関する事業
- (5) 宅地及び宅地建物の流通の円滑化を図るための研究及び推進に関する事業
- (6) 関係官公庁及び関係団体等に対する建議・献策に関する事業
- (7) 宅地建物取引業務に対する支援等に関する事業
- (8) 行政及び他団体からの各種事業の支援及び受託事業
- (9) 不動産会館管理、施設等の賃貸に関する事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は、山梨県において行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 宅地建物取引業法により免許を受け、山梨県内に事業所を有する宅地建物取引業者であり、本会の目的に賛同して入会する者及び全国宅地建物取引業保証協会の会員である者。
- (2) 準会員 山梨県内に事業所を有する宅地建物取引業者が山梨県内に設置した従たる事務所並びに他の都道府県に主たる事業所を有する宅地建物取引業

者が山梨県内に設置した従たる事務所であり、全国宅地建物取引業保証協会の会員である者。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第 7 条 本会の会員は、本会の経費として、総会が定める入会金を会員になろうとするときに、支払わなければならない。

(会費)

第 8 条 本会の会員は、本会の経費として、総会が定める会費を毎年納付しなければならない。

2 前項の年会費の納入期限は、当該年度の毎年 6 月末日とする。ただし、入会年度の会費は、入会した月からその年度末までを月割計算したものとする。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条に規定する会費の支払いを、納期の翌日から 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 第 5 条第 1 項に規定する会員資格を失ったとき

(入会金及び会費の不返還)

第 12 条 本会は、会員が資格を喪失しても、既納の入会金及び会費は、返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 入会金、会費の額の決定
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合、第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された会員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上 33名以内
- (2) 監事 2名以上 3名以内

2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、正会員（正会員が法人である場合にあっては、その代表者）のうちから総会の決議によって選任する。

2 前項の規定にかかわらず、理事のうち1名及び監事のうち1名は、正会員以外の者から総会の決議によって選任する。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め定める順番で会長の職務を代行する。

4 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事（第23条第2項の規定により選任された理事及び監事を除く。）は、会員資格を喪失したときは、その地位を失う。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに第23条第2項の規定により選任された理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員等の責任の軽減)

第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から法人法第113条第1項第2項に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める限度額とする。

(顧問、相談役)

第30条 本会に、任意の機関として、顧問、相談役若干名を置く。

2 顧問、相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問、相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問、相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会等

(構成)

第31条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときは又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録は、出席した正副会長及び監事が記名押印する。

第7章 常務理事会、委員会

(常務理事会)

第36条 本会に、任意の機関として、常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

3 常務理事会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 理事会より付託されたこと
- (2) その他理事会の議決した事項の執行に関するこ

4 常務理事会の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会等)

第37条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 本会の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第43条 本会が、公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 情報公開等

(情報公開等)

第46条 本会は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第47条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議により任免し、その他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

第13章 補則

(施行規則及び諸規程)

第48条 この定款の施行について必要な規則及び諸規程は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、市川三千雄とし、最初の副会長は、三枝照二、田中玉男とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

第4条の変更は、変更認定を受けた日から施行する。

附 則

平成26年5月28日一部変更し、同日より施行する。

附 則

令和5年5月26日に一部変更し、同日より施行する。(第22条、第23条、第26条、第29条)

附 則

令和7年5月29日に一部変更し、同日より施行する。(第14条、第22条、第23条、第26条、第28条、第39条、第43条、第44条、第46条)